

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成29年9月10日 16時38分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港北東方沖 石狩灯台から真方位315° 1海里付近 (概位 北緯43° 16.1′ 東経141° 20.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ヒキナミ} HIKINAMIは、航行中、定置網に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年9月12日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HIKINAMI、5トン未満（長さ6.33m）
船舶番号、船舶所有者等	235-8043北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 袋網固定用のロープ1本に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、石狩湾港北東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入し、本件定置網の袋網固定用のロープ1本を破損した。 本船は、ロープがプロペラに絡んで航行不能となったが、来援した公益社団法人日本水難救済会石狩救難所の所属船に救助され、石狩湾港にえい航された。
分析	本船は、航行中、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、本件定置網に進入した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・発航前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所には近づかないこと。